

勤労身体障がい者体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第11号

勤労身体障がい者体育館条例の一部を改正する条例

勤労身体障がい者体育館条例（昭和52年岩手県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

区 分			普通利用料金の上限額							特別利用料金の上限額		
			全館貸切使用						区分使用			個人使用
			9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 20時まで	9時から 17時まで	12時から 20時まで	9時から 20時まで	1区分1 時間まで ごとに			1人4時 間までご とに
入場 料等 を徴 収し ない 場合	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	学生及 び生徒	円 2,950	円 4,630	円 6,170	円 7,580	円 10,800	円 13,760	円 530	円 80	1 休日割増料 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する 法律（昭和23年法律第178号）に規定す る休日、12月29日から31日までの日並び に1月2日及び3日に、その他の催しに 使用する場合においては、普通利用料金 の額の2割に相当する額（100円未満の 端数は、切り上げる。） 2 附属の施設又は設備の利用料金 附属の施設又は設備を使用する場合に おいては、1件又は1式1時間までごと に2,100円の範囲内で知事が定める額 3 電気料及び暖房料 電気を使用する場合又は暖房を使用す る期間においては、実費を基準として知	
		一般	5,910	9,270	12,360	15,180	21,630	27,540	920	90		
	その他の催しに 使用する場合	29,570	46,300	61,780	75,880	108,090	137,660	2,700				
入場 料等 を徴 収す る場 合	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	学生及 び生徒	5,910	9,270	12,360	15,180	21,630	27,540	760			
		一般	11,810	18,540	24,720	30,360	43,260	55,070	1,280			
	その他の催しに 使用する場合	44,360	69,470	92,670	113,830	162,140	206,500	4,230				

	事が定める額
第3条の規定による許可を受けた場合の利用料金の上限額	1人1時間までごとに780円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。